

9. 合同^{ぎょぎょうかぶしき}漁業株式会社の創設^{そうせつ}

引き^{つづ}続く不漁^{ふりよう}の中で、ニシン^{ていちぎょぎょうしゃ}定置漁業者の合同^(※54)が考えられるようになりました。

昭和3年(1928)に日魯^{にちろぎょぎょう}漁業^(※55)の会長^{つつみせいりく}堤清六^よの呼びかけにより、「北海道^{にしんぎょぎょう}練漁業^{ちようさかい}合同^{せつりつ}調査会」が設立されました。

ニシン^{ぎよほう}漁法は定置網^{ていちあみ}と差網^{さしあみ}の両者^{りようしゃ}が両輪^{りょうりん}で回っていましたが、不漁^{ふりよう}の中で経営^{けいえい}が特に悪化^{とく}したのは、定置網^{ていちあみ}の業者^{ぎよば}でした。

大正12年(1923)に2,301^{とう}統^{ぎよば}あった漁場の数が、昭和12年(1937)には1,360^{とう}統^{げんしよう}にまで減少^{とう}し、1統^{せいさんかく}あたりの生産額も7,000円から2,640円に減少^{げんしよう}しました。

※54 合同

2つ以上のものが1つにまとまること。まとめること。

※55 日魯^{にちろぎょぎょう}漁業

堤清六^{つつみせいりく}と平塚常次郎^{ひらつかつねじろう}が創業^{そうぎょう}した会社。

昭和3年(1928)の「北海道^{にしんぎょぎょう}鯨漁業^{ちようさかい}合同^{せつりつ}調査会」の設立と
昭和5年(1930)以降に後志^{いこう}より南^{しりべし}のニシン^{みなみ}漁^{りよう}が全くな
なったことがきっかけとなり、翌^{よく}6年(1931)12月18日、
岩内^{いわない}から枝幸^{えさし}のニシン^{てい}定置網業者^{ちあみ}約1,560統^{やく}のうち、813
統^{とう}が現物出資^{げんぶつしゆっし}(※56)して「合同漁業株式^{ぎょぎょうかぶしき}会社」を設立しま
した。

これは漁業者^{ぎょぎょうしゃ}の合同により経営^{けいえい}の合理化^{ごうり}(※57)を図り、
ニシン^{りよう}漁^{けいぞくてき}の継続的^{けいえい}(※58)な経営を目指すものでした。

留萌管内^{かんない}では514統^{とう}のうち244統^{とう}が参加^{さんか}しました。270
統^{とう}の漁業者は不参加^{ふさんか}でしたが、これは経営^{けいえい}が安定した
定置網業者^{てい}が半数^{ちあみ}以上^{いじよう}いたことを物語っています。

※56 現物出資^{げんぶつしゆっし}
金銭^{きんせん}以外の財産^{ざいさん}を提供^{ていきょう}すること。

※57 合理化^{ごうりか}
能率^{のうりつ}をあげるために無駄^{むだ}を省^{はぶ}くこと。

※58 継続的^{けいぞくてき}
途切^{とぎ}れることなく続^{つづ}くこと。

昭和9年(1934)には「日本食料工業株式会社」に買収され、独占資本(※59)の支配が確立しますが、打ち続く不漁のため、直接的な経営には積極的に参加することなく、所有漁業権の賃貸という安易(※60)な経営に甘んじたために、ニシン漁の継続的経営を図るどころか、ニシン漁業者の衰退を助長(※61)しました。

昭和7年(1932)からの3年間に抛棄(※62)した漁業権は460統に上り、採算性(※63)のない漁場はやめていきました。

※59 独占資本
生産と市場を独占的に支配する大資本。

※60 安易
たやすいこと。のんきなこと。

※61 助長
力を添えて、ある物事の成長や発展を助けること。

※62 抛棄
投げ捨てて、かえりみないこと。

※63 採算性
収入と支出のつりあい。